

パブリック・コメント意見及び町の考え方

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
1	構想の位置付けと経緯に関する意見	基本構想は、市町村合併も想定して策定する必要がある。広島市に吸収合併されるとしたら、新庁舎は区役所や出張所として利用してもらえないのだから、借金までして、立派なものを建てる必要はない。	現在、本町に市町村合併の計画はないため、基本構想は単独町政に必要な機能を確保することを前提として策定しています。	P1
2	構想の位置付けと経緯に関する意見	基本構想の1、2頁の経緯に広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業に関する情報の漏れがあるように思う。	「検討の経緯」は、新庁舎整備に関する海田町の取組みの経緯を掲載することを基本としています。	P1～3
3	庁舎の現況と課題に関する意見	現庁舎の課題は「広島市東部地区連続立体交差事業に伴う移転」だけである。	現庁舎に関する主な課題として、広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業の進展に伴う移転対象建築物となっていることに加え、現状における課題を列挙したものです。	P5～6
4	庁舎の現況と課題に関する意見	バリアフリー化の問題は、ハード面、ソフト面で整備が必要である。	ハード面の整備とともに、ソフト面の充実に取り組みます。	P27～30
5	庁舎の現況と課題に関する意見	現庁舎の課題の⑥以降について、ICTを絡めた事務の効率化等で対処できるものが多くある。	ICTの活用も含めた適切な手法を検討します。	P30
6	新庁舎整備の必要性に関する意見	新庁舎は災害対策本部や避難場所として適切に機能するのか。	災害対策の中核的機能を担うことから、想定される災害に対応する庁舎を整備します。	P20～27
7	新庁舎整備の必要性に関する意見	現庁舎は広島市東部地区連続立体交差事業等によりどの程度影響を受けるのか。	広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業により本庁舎敷地の2割程度が支障となりますが、建物の約半分がその影響を受けません。	P7
8	候補地の位置と現況に関する意見	なぜ候補地を広島県合同庁舎跡地にしたのか。新庁舎は駅前新築が良い。	広島県海田庁舎跡地は、町のほぼ中央に位置しており、徒歩圏(半径800m)人口は約14,000人であることに加え、町内主要幹線道路のいずれの交点にも近く、町内外からのアクセスにも利便性の高い立地であるため、建設候補地として新たな庁舎を整備する方針としています。	P8
9	候補地の位置と現況に関する意見	新庁舎の候補地である広島県合同庁舎跡地は撤退可能な候補地なのか、それとも既に決定された場所なのか明確な表現が必要である。	庁舎位置は議会の3分の2以上の議決を要する「海田町役場の位置を定める条例」の改正により決定するため、「候補地」と表現しています。	P8ほか
10	候補地の位置と現況に関する意見	このまま建て替えとして現海田庁舎の場所で決定してはならない。	敷地の既存建物の状況や整備手法を検討し新築としたものです。なお、庁舎位置は議会の3分の2以上の議決を要する「海田町役場の位置を定める条例」の改正により決定します。	P1
11	候補地の位置と現況に関する意見	出入口の車のアクセスが悪いが周辺の改良等は予定されているのか。	アクセス向上のため必要な検討等を行います。	P14～15

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
12	候補地の位置と現況に関する意見	海田南小学校の生徒を海田小学校と海田東小学校に振り分け、空いた校舎を新庁舎として利用すれば、建設費の抑制と津波等の災害に備えることができるのではないかと。	現在、小学校の校舎を新庁舎として利用する計画はございませんが、庁舎は災害対策の中核的機能を担うことから、想定される災害に対応する庁舎を整備します。また、事業費については、有利な財源や起債の活用を検討を行います。	P8、P20～27、P40
13	候補地の位置と現況に関する意見	東広島バイパスの高架下に新庁舎を建ててはどうか。両サイドが道路のため交通の利便性が高い。また、高架下を、駐車場や店舗として有効利用するケースはあるが、公的施設の建設は例がないためモデルケースとなり注目を浴び、人を呼び込むことができるのではないかと。	現在、東広島バイパスの高架下を新庁舎として利用する計画はございませんが、ランプ橋下や高架下は、利便性の向上や地域活性化に資するための機能の併設について検討します。	P8、P33
14	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	災害対策室は専用でなくていい。普段は使用せず、どれほどの頻度で使うかも不明。設備を置く場所はある程度必要と思うが、兼用で十分である。	災害対策関連諸室について、他用途での兼用の可能性を検討します。	P26～27
15	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	免震構造の導入や、救援用ヘリコプターのヘリポートが必要である。	基本構想で免震構造は導入する方針といたしました。ヘリポートは、基本計画・基本設計の段階で基準等により必要規模等の条件を調査し、整備の可否を検討します。	P20～25 (記述修正)
16	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	議会の傍聴席を増やしても、傍聴者が増えなければ意味がない。現在、傍聴席が不足するほど傍聴者がいるのか？傍聴ニーズがないのに、必要以上に事業費を膨らませる必要はない。	議会関連諸室については、「開かれた議会とその活動を支える庁舎」の実現に向けて、その詳細については議会と協議しながら、基本計画・基本設計の中で検討します。	P33
17	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	「イベント開催用施設」は必要ない。年に何度使うか分からないものに、無駄な金をかける必要はない。瀬野川河川敷、ひまわり大橋で十分である。役場をどうしてもイベントで使いたければ、駐車場面積を広く取るなど、レイアウトの工夫だけですむ話である。	いただいたご意見を踏まえ、基本構想の記述を次のように改め方針を明確にしました。 【修正前】 「①イベント開催施設等の確保」 【修正後】 「①イベント開催スペースの確保」 なお、駐車場スペースを一時的にイベント等を開催する広場として使えるような設計など、オープンスペースの確保を検討する趣旨です。	P32 (記述修正)

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
18	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	「情報発信コーナー」は必要ない。役場に来て展示を見たいというニーズがどれだけあるか？定期的に魅力的な展示に更新するだけの材料やアイデアがあるか？魅力を発信したければ、ホームページでやればよい。ふるさと館の廃止とセットなら議論の余地はあるかもしれない。少しでも費用を縮小しようと思えば、このような案は出てこない。	情報を発信する手段として、ホームページ等と併せて多様な媒体が必要であると考えています。いただいたご意見を踏まえ、基本構想の記述を次のように改め方針を明確にしました。  【修正前】 「情報発信コーナーを設置」  【修正後】 「情報発信を行うモニター等を設置」	P33 (記述修正)
19	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	庁舎建設のコンセプトの最重要項目は「(1)住民にとって安全・安心な庁舎」である。	庁舎は住民の財産であり、住民のための新庁舎整備を実現するために、「(1)住民にとって安全・安心な庁舎」は重要なコンセプトであると考えています。	P19～20
20	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	海田町のにぎわい創出のため、新庁舎はコミュニティの中心的な場所になってもらいたい。	住民参画・協働を促進するため、新庁舎に住民活動センターを集約するほか、住民団体・個人が各種住民活動で利用できる会議・協議スペースを確保します。	P32 (記述修正)
21	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	相談や要望・苦情などをワンストップで受け付ける窓口を設置して欲しい。	新庁舎では、多くの手続きをワンフロアで完結できる仕組みの構築に向けて、課の配置の見直しや窓口の集約を行います。	P28
22	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	開かれた庁舎・利用しやすい庁舎・サービス向上等についてどのように考えているか。	新庁舎では、ユニバーサルデザイン、バリアフリーを基本とし、子育て世代や、高齢者、障がい者等への配慮の観点で、必要な機能・設備の導入や構造を採用するほか、分かりやすい案内表示により、誰にとっても利用しやすく開かれた庁舎とします。	P27～30
23	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	規模・立地環境についてどのように考えているか。	規模については、総務省「地方債起債同意等基準」を準用し適正規模の算出を検討いたしました。また、候補地は町のほぼ中央に位置しており、徒歩圏(半径800m)人口は約14,000人であることに加え、町内主要幹線道路のいずれの交点にも近く、自動車等の車両によるアクセスには利便性の高い立地であると考えています。	P8～15
24	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	良好な景観形成のためデザイン性の高い大規模木造を取り入れてほしい。	建築コストの観点を考慮し、今後、可能性を検討します。	P31

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
25	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	議事堂はワンフロアのユーティリティ会議室とされたい。また、その他の議会関連諸室は議会用途・その他の用途で兼用されたい。	議会関連諸室については、「開かれた議会とその活動を支える庁舎」の実現に向けて、その詳細については議会と協議しながら、基本計画・基本設計の中で検討します。	P33
26	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	新庁舎には、現在、加藤会館及び保健センターにある機能も移転することになるのか。庁舎移転に伴い既存施設を再編するのであれば、それらの施設の今後の利用方針も合わせて示すべきではないか。	加藤会館と保健センター、住民活動センターの機能を集約する方針としています。また、今後の利用方針について、保健センターは、新たに整備される海田公民館の運用状況を勘案して、今後の活用方針を検討します。また、加藤会館については、地域コミュニティ活動の場として、引き続き近隣住民に活用していただく方向で検討します。	P30、32
27	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	(4)住民参画・協働、(5)町の活性化は、他の公共施設で十分対応が可能であり近郊の安芸区民会館、安芸スポーツセンター、サンスターホールなどを活用すれば箱モノの建設を少なくできる。(6)庁舎はサロンではないので、住民にとって安全・安心な庁舎に特化すべきである。	新庁舎とその周辺施設それぞれの役割等を踏まえ、新庁舎では住民活動センターの機能を集約するほか、住民団体・個人が各種住民活動で利用できる会議・協議スペースを確保します。	P32
28	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	交番を設置してほしい。	現時点では新庁舎の建物・敷地内へ交番の設置を行う計画はありません。	該当頁なし
29	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	ちびっ子広場、グランドゴルフ・ゲートボール、ドッグラン等、多目的広場としての活用を望みます。	多目的広場について、新庁舎の敷地内に整備する計画はありません。	P32
30	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	音響設備の充実した音楽ホールを作っしてほしい。	新海田公民館で多用途に使えるホールの整備を検討しているため、新庁舎で整備することは考えていません。	該当頁なし
31	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	住民が利用するエリアには、できるだけ内装の木質化を図ってほしい。	建築コストの観点を考慮し、今後、可能性を検討します。	P31

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
32	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	複合施設をどのように考えているか。	保健センターと住民活動センター機能を集約します。	P30、32
33	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	新庁舎に職員食堂を整備してはどうか。ゆくゆくは町民の集える食堂にすれば、交流の場が出来て庁舎に行きやすくなる。	食堂は、飲食店のような形態ではなく、職員が昼食等をとるための部屋を想定しています。なお、新庁舎では、住民参画・協働を促進するため、住民活動センターを集約し、住民団体・個人が各種住民活動で使用できる会議・協議スペースを確保します。	P35
34	庁舎建設コンセプト及び新庁舎機能の導入方針に関する意見	新庁舎に健診・検査ができる施設・設備を整備してはどうか。MRI検査ができる施設もあるとよい。体調が悪いがどこの病院に行けばよいかわからないときなどに簡易検査を受け、専門の病院へ橋渡ししてくれるようなものをイメージしている。また、町が実施する集団健診の日程に都合が合わなくても、個々の都合で受診できるほか、集団健診の外部委託をやめ、経費削減にも繋がる。さらに、救急車の出動回数の抑制に繋がるのではないか。	現在、ご意見いただいた設備等を新庁舎に整備する計画はありませんが、新庁舎には保健センター等の機能を集約する方針としています。なお、集団健診の日程で受診できない場合、町内の医療機関で個別健診として受診期間中(休診日を除く)であれば個々の都合に応じた日程で検査を受診することができます。	P30
35	新庁舎の目標規模に関する意見	食堂(97㎡)は必要ない。「基準外」である福利厚生施設(受益者は町職員のみ)への税金投入は最小限にすべきである。5ページでは、不足している福利厚生施設は、更衣室、休憩スペースとしか記述されていない。行政が民業圧迫すべきではない。	食堂は、飲食店のような形態ではなく、職員が昼食等をとるための部屋を想定しています。なお、面積の積算にあたっては、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」に食堂の所要面積について、全職員数200人以上249人未満の庁舎では97㎡とされていることから、その考え方を準用し算定しました。	P35
36	新庁舎の目標規模に関する意見	総務省の基準をベースにするのではなく、例えば、現在の庁舎規模を維持しようと思えば〇㎡で〇円、統合によるスケールメリットで〇㎡、〇円減り、機能を追加しようと思えば〇㎡で〇円増えるというような積み上げ方式により検討し、町民に示すべきである。	目標規模について、基本構想では規模の目安を算定するため、総務省「地方債起債同意等基準」を準用しました。今後の基本計画の中で諸室の面積を定め、基本設計以降は諸室の配置が決まりますのでより詳細な面積の算定が可能です。	P34～36
37	概算事業費と財源に関する意見	財政健全化の観点から公費投入を極力少なくする必要がある。新庁舎建設に当たっては、補償金の活用のほか、財源の検討はされてるか。	有利な財源や起債の活用の検討を行い、財源について、「(仮称)公共施設等適正管理推進事業債」の活用の検討と「公共施設等整備基金」の活用などの記載を追加しました。なお、移転補償費については、広島県との協議が必要であり、具体的にお示しできる段階ではありません。	P40 (記述追加)
38	概算事業費と財源に関する意見	財源についての記述が極めて曖昧である。移転補償費については、概算金額が示せるはずである。	財源について、「(仮称)公共施設等適正管理推進事業債」の活用の検討と「公共施設等整備基金」の活用などの記載を追加しました。また、移転補償費については、広島県との協議が必要であり、具体的にお示しできる段階ではありません。	P40 (記述追加)

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
39	概算事業費と財源に関する意見	駅前新築を想定した過去の事業費より高くなるのはなぜか。また、合同庁舎跡地を想定した過去の事業費についても、今までの議論と基本構想との整合性はどうか。	概算事業費の駅前新築を想定した過去の事業費との差は、策定の前提となる候補地の変更に伴う敷地面積の増と、昨今の建築単価の上昇を加味して算出したことによるものです。また、合同庁舎跡地を想定した過去の事業費との差は、昨今の建築単価の上昇を加味したことによるものです。	P38
40	概算事業費と財源に関する意見	概算事業費29億円は高すぎる。	概算事業費のうち、建築工事費は、国の建築着工統計調査により推計した建築工事単価により算定し、解体工事費単価は、国の公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果による単価により算定したものです。	P38
41	概算事業費と財源に関する意見	m <sup>2</sup> 単価は何を基準にしているのか。	概算事業費の項目に記載しているm <sup>2</sup> 単価のうち、建築工事費単価は、国の建築着工統計調査結果(2015年度)により全国の公務用建築物の工事費の合計を床面積の合計で割ったもの(391千円)を基に400千円に設定したものです。解体工事費単価は、国の公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果により、全国の庁舎等の解体撤去費用の平均を1施設あたり平均面積で割ったもの(29.6千円)を基に30千円に設定したものです。	P38
42	概算事業費と財源に関する意見	町民にも納得できる最低限の事業費とすべきである。多くの住民にとっては、庁舎よりも、危険度の高い道路や橋などを整備する方が重要である。計画全般に、事業費を節約しようという努力の跡が見られない。	概算事業費は、建築着工統計調査により推計した建築工事単価に目標規模を乗じて算定したものです。また、地方債の発行抑制のため、必要な一般財源を確保することとし、「(仮称)公共施設等適正管理推進事業債」の活用を検討と「公共施設等整備基金」の活用などの記載を追加しました。	P38、P40
43	概算事業費と財源に関する意見	両候補地の事業費を試算し、住民投票をする必要がある。	広島県海田庁舎跡地は、町のほぼ中央に位置しており、徒歩圏(半径800m)人口は約14,000人であることに加え、町内主要幹線道路のいずれの交点にも近く、自動車等の車両によるアクセスには利便性の高い立地であるため、建設候補地として新たな庁舎を整備する方針としています。なお、庁舎位置の決定には議会の3分の2以上の議決を要する「海田町役場の位置を定める条例」の改正が必要です。	P8
44	概算事業費と財源に関する意見	設計監理費等には設計監理費、外構工事費、土地等取得費等となっており曖昧である。また、現庁舎の解体費は計上されているが合同庁舎の解体費が項目としてない。	設計監理費等は、設計監理費、外構工事費、土地等取得費、備品購入費、動産移転料を含むものです。なお、広島県海田庁舎跡の土地や建物に関する費用については、今後、所有者である広島県との協議を要する項目となっています。	P38

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
45	事業スケジュールに関する意見	合同庁舎は、まだ県の所有物にもかかわらず、町の予算で耐震調査を行うとしたことは、本末転倒ではないか。県との移転交渉も全く進んでおらず、移転時期もはっきりしない、現在で、町の(町民の)予算を計上する事は、住民にとって全く理解できない。	庁舎の移転は広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業と関連して進めますが、当該事業の事業スケジュール確定後、速やかに事業を進め早期の庁舎移転を実現するため、本構想の策定など町が現段階で実施可能な業務を進めることとしています。なお、広島県海田庁舎の耐震診断は行いません。	P41
46	事業スケジュールに関する意見	広島県との契約はできているのか。	広島県との契約が必要な事務については、適宜協議の上、進めていきます。	P41
47	事業スケジュールに関する意見	スケジュールはどのようになっているのか。	基本構想策定後は、平成29年度から、基本計画・基本設計に着手します。その後、平成30年度に広島市東部地区連続立体交差事業の事業スケジュール確定後、一般的な流れで事業を進めると、実施設計業務に14ヶ月、県海田庁舎の解体に10ヶ月、庁舎建築工事に23ヶ月程度を要し、新庁舎での業務開始は、平成34年度頃が見込まれます。	P41
48	事業スケジュールに関する意見	新庁舎整備について、いつどこで住民に報告されるのか。	新庁舎整備事業は一定の行程により取組みを進めており、基本構想、基本計画・基本設計などその行程の節目ごとに、具体的な内容が明確になった段階で、その内容に応じて広報等の適切な方法により周知・情報提供を行います。	P41
49	事業スケジュールに関する意見	広島県との交渉は全く進展していないし、何ら情報開示されていない。庁舎移転の道筋を町民に報告する義務が有るのではないか。	庁舎の移転についてはこれまでも広島県と協議を重ねており、今後も十分な協議を実施していくとともに、その行程の節目ごとに、具体的な内容が明確になった段階で、その内容に応じて広報等の適切な方法により周知・情報提供を行います。	P41
50	発注方法に関する意見	魅力ある新庁舎の建設に向けては、“競争入札方式”ではなく、最も適した設計者を選定する“プロポーザル方式”を実施すべきだと思う。また、公開によるプレゼンテーションヒアリングを実施することにより、新庁舎に対する町民の関心を高め、町政をより身近なものにするよい機会とすべきだと思う。	高度な技術力や経験を持った設計者の選定、意見や要望の反映しやすさの観点等を踏まえ「プロポーザル方式」の採用について検討する内容に記述を改めました。	P41～42 (記述修正)
51	発注方法に関する意見	新庁舎の設計業者選定等に町民によるチェック機能が必要である。	法令等に基づき、適正に業者選定等を行います。	P41～42

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
52	パブリック・コメントの運用に関する意見	議員の議会報告にはJR高架は広島県との話し合い進んでいないとあるが、役場移転の問題はパブリックコメントをしても無駄ではないか。	広島市東部地区連続立体交差事業は「見直し案」を基本とし早期に事業効果が発現できるよう取り組むこととしております。今後、当該事業のスケジュールが確定次第速やかに庁舎移転を実現するためには、基本構想の策定に伴うパブリック・コメントなど町が現段階で実施可能な業務を着実に進めていくことが重要であると考えています。	該当頁なし
53	パブリック・コメントの運用に関する意見	住民団体の代表の意見を事前に聞き、その意見を反映したものを、パブリックコメントに出すべきだ。	今後の庁舎移転を進める過程においても住民の皆様のご意見をお聞きすることとしております。	該当頁なし
54	パブリック・コメントの運用に関する意見	この意見記入様式は、パソコンに不慣れな高齢者にとっては、非常に使い勝手が悪い。もっと自由に意見が書ける方法に改めるべきである。また、多くの町民は基本構想を持っておらず、ホームページで閲覧するのも手間である。なぜこのような面倒なことをさせるのか。	ホームページの閲覧が困難な方に対しては、海田町役場企画課(役場庁舎3階)、海田公民館、海田東公民館、図書館、ひまわりプラザ、福祉センター、ふるさと館で資料の閲覧が可能のほか、意見記入用紙の配布を行ってまいりました。今後は周知方法の改善に努めます。	該当頁なし
55	パブリック・コメントの運用に関する意見	これらの意見は集約して住民に公開し、納得できる回答もつけ加えて欲しい。	寄せられたご意見について町の考えを公表することとしています。	該当頁なし
56	パブリック・コメントの運用に関する意見	パブコメに住所、氏名を書かせるのに、この計画を作ったメンバーの名簿が公表されていない。名前と顔が見える行政を。	基本構想は海田町が町長名で策定を行うものです。	該当頁なし
57	庁舎建設に関連するその他の意見	行政内部を「ブレイン機能」と「スタッフ機能」に分けコンパクト化し、スタッフ職は積極的に公共施設に配置し、そこをサテライト庁舎として利便性のアップを図るべきである。	役場の組織について、現時点で当該変更を行う計画はありませんが、ニーズの変化に沿った組織運営を行ってまいります。	該当頁なし
58	庁舎建設に関連するその他の意見	住民票などの各種届出、印鑑証明などの各種証明の発行に関して、コンビニなど庁舎以外でも手続きや受け取りができるよう、ICTの活用を行うべきである。	証明書のコンビニ交付などについて費用対効果を勘案しながら検討をすすめます。	該当頁なし
59	庁舎建設に関連するその他の意見	傍聴席のタブレット設置など、ICT化を実現してほしい。	議会関連諸室については、「開かれた議会とその活動を支える庁舎」の実現に向けて、その詳細については議会と協議しながら、基本計画・基本設計の中で検討します。	P33

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
60	庁舎建設に関連するその他の意見	災害発生時等の情報発信のため、コミュニティFMを開局してほしい。	海田町の防災行政無線放送を自動受信する「海田町防災行政ラジオ」を有償で配布しており、町からの放送を手元で受信できます。又、防災情報メール、防災情報電話を導入しており、避難勧告等の情報を配信します。	P26～27
61	庁舎建設に関連するその他の意見	現庁舎に対し耐震工事をする必要がある。	現庁舎における業務継続計画を定めるとともに、新庁舎の早期整備に取り組みます。	P27
62	庁舎建設に関連するその他の意見	町の財政状況や財政規模を考えると、29億円もの支出に耐えられるとは思わない。耐えられるというなら、中長期の財政計画を町民に具体的に示すべき。	庁舎や公民館の整備においては、有利な財源や起債の活用を検討を行います。財政収支見通しを公表し、中長期的にみて持続可能で安定的な財政運営を図ってまいります。	P40
63	庁舎建設に関連するその他の意見	町の貯金がどんどん減っている。庁舎や公民館などの整備に多額の費用をかけて大丈夫なのか。住民に分かりやすい説明が必要である。	庁舎や公民館の整備においては、有利な財源や起債の活用を検討を行います。財政収支見通しを公表し、中長期的にみて持続可能で安定的な財政運営を図ってまいります。また、半期ごとに財政状況の公表を行ってまいります。	P40
64	庁舎建設に関連するその他の意見	観光課を設置してほしい。	専門部署を設置することについて、現段階では計画していません。	該当頁なし
65	庁舎建設に関連するその他の意見	議会のインターネット中継のシステムを導入してほしい。	議会関連諸室については、「開かれた議会とその活動を支える庁舎」の実現に向けて、その詳細については議会と協議しながら、基本計画・基本設計の中で検討します。	P33
66	庁舎建設に関連するその他の意見	「誰もが気軽に立ち寄りやすい雰囲気」は庁舎だけでは実現しない。このような雰囲気は、職員(ソフト)に起因するものが大半で、庁舎(ハード)に起因するものはほとんどない。現在の町職員の接遇、苦情処理などの能力は他市町と比べてかなり低く、気軽に立ち寄りやすい雰囲気を作れていない。職員全体の接遇能力等の向上が必要である。	職員による接遇の改善に取り組んでまいります。	該当頁なし
67	庁舎建設に関連するその他の意見	「開かれた議会」を実現する計画となっていない。平日の夜や、休日に開会してはどうか？(議員なり手不足解消にもなる。) 「開かれた議会」を標榜して始まった、議会報告会も議員のやる気が感じられず、完全に形骸化している。参加者も減っている。開かれた議会は、活発な議論を町民に見せることによってしか実現しない。	議会関連諸室については、「開かれた議会とその活動を支える庁舎」の実現に向けて、その詳細については議会と協議しながら、基本計画・基本設計の中で検討します。	P33

No.	分類	意見・理由	町の考え方	該当頁
68	庁舎建設に関連するその他の意見	駅前の子葉倉庫跡地の整備費は誰が払うのか。	土地区画整理事業による道路等の整備は本町が行っておりますが、建物等の建築については、土地所有者等が行われるものです。	該当頁なし
69	庁舎建設に関連するその他の意見	海田市駅南口の開発に多額の投資しているのに今だこの地区の計画が発表されない町民の期待にそむくことになるが、今後どうなるのか	建物等の建築については、土地所有者において、現在、検討されております。	該当頁なし
70	庁舎建設に関連するその他の意見	海田市駅前のにぎわいも重要である。企業誘致すると町長の公約にもあったが、何の情報もない。もうすぐ工事が終わるのに大丈夫か。	建物等の建築については、土地所有者において、現在、検討されております。	該当頁なし
71	庁舎建設に関連するその他の意見	議会報告会で議員は16名出席したが町民の参加は町民センター9名、ひまわりプラザ9名と少ない。関心が少ない事の対策は？	議会報告会の参加者増の取り組みについては、これまでも議会改革特別委員会において検討し改善に取り組みされており、今後も議会と協議してまいります。	該当頁なし
72	庁舎建設に関連するその他の意見	現庁舎は、旧耐震基準による建築物だが、大地震時に倒壊の恐れがあるような耐震性が低いものなのか分からない。定量的な基準となる耐震診断値(IS値)を明示すべきである。	以前から庁舎移転の計画があったため、現段階では現庁舎の耐震診断を実施しておらず、IS値をお示しすることはできません。	該当頁なし
73	庁舎建設に関連するその他の意見	広島市東部地区連続立体交差事業は実施(進行)するのか。	広島市東部地区連続立体交差事業は、平成27年6月に見直しの方向性を基本に事業を進めていくことを4者で確認し、平成30年度の都市計画変更やその後の事業認可の取得へ向け、事業者である広島県・広島市において取り組まれています。	該当頁なし
74	庁舎建設に関連するその他の意見	広島市東部地区連続立体交差事業が中止されるのではないかと不安がある。しかしながら事業の進展に可能性がある限りにはそれに備える必要があるので、基本構想の予算500万円を有効に使っていただくことを望んでいる。	庁舎移転事業については、広島市東部地区連続立体交差事業の事業スケジュールが確定した後、速やかに事業を進めることができるよう、広島県との協議や基本構想、基本計画、基本設計等の現段階で可能な準備業務に着実に取り組めます。	該当頁なし